第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２２年（フ）第２０６５号
東京都品川区上大崎４丁目５番26号　マンション雅叙苑１―1213号
破産者　株式会社シック
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６６号
東京都北区滝野川２丁目56―２
破産者　西島　紘司
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９５号
東京都台東区浅草２丁目27番９―209号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区若葉３丁目２番地
破産者　タイムゾーントレード株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５６号
神奈川県横浜市中区根岸旭台57番地10
破産者　楽豚工房株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５７号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷１丁目33―６
破産者　武田　亮子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８５号
東京都千代田区飯田橋２丁目８番９号
破産者　有限会社つくる企画
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８６号
千葉県松戸市大金平１丁目18―３―201
破産者　作田　篤生
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４号
東京都大田区田園調布本町11番２号　田園調布さくら坂マンション101
破産者　有限会社エンドレス
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９５号
東京都大田区田園調布本町11―２―102
破産者　遠藤　　司
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９９号
東京都港区芝浦４丁目９番35―201号
破産者　泉商事株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２００号
東京都足立区花畑４丁目39―14―302
破産者　小泉　俊美
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０７号
千葉県市川市東国分１丁目29番地の11
破産者　有限会社トランパーズ
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０８号
千葉県千葉市花見川区幕張町５丁目417番地４号　菊栄ハイツ105号室
破産者　有限会社アジアンデリバリーズ
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０９号
千葉県松戸市二ツ木1689―Ｃ
破産者　小川　　優
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２３６号
東京都清瀬市元町１丁目19―９
破産者　池田　照雄
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３０５号
東京都江東区新大橋２丁目21番６号
破産者　株式会社ティー・ピー・エス・システム
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３０６号
埼玉県和光市南１丁目３―８―202
破産者　長谷川　守
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４７８号
宮城県仙台市青葉区錦町１丁目13番30号
破産者　有限会社フェイス・エージェント仙台
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４３５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字丸田44番11
破産者　株式会社ウオフク
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０３号
埼玉県越谷市相模町６丁目487番地３
破産者　有限会社幸和
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目14番48号
破産者　瀬川　修二
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５３号
千葉県松戸市西馬橋幸町32番地小林ビル１Ｆ
破産者　有限会社エル・プリメーロ
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部